

さいたま市ウィークリースタンス実施要領

1 目的

本要領は、公共工事、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者相互の仕事の進め方として、1週間における相互ルール等をウィークリースタンスとして定め、計画的に公共工事、設計業務等を履行することで、成果品の品質確保及び適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 対象工事等

対象工事等は以下のとおりとする。

- (1) 本市が発注する建設工事（緊急を要する工事を除く。）
- (2) 本市が発注する設計業務、測量業務、地質調査業務（災害に関する業務、緊急を要する業務を除く。）

3 取組内容

労働環境を改善するため、以下の項目について、受発注者相互で確認及び調整のうえ、取組内容を設定する。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4) その他、任意に設定する

〔(4)の例：昼休みや午後5時以降の打合せをしない
定時間際、定時後の依頼、打合せをしない
金曜日でも定時の帰宅に心掛ける〕

4 取組の進め方

- (1) 着手時の初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、取組内容を設定する。取組期間については、初回打合せ時（取組内容を設定した日）から履行期間の末までとする。
- (2) 受注者は、取組内容等を施工計画書又は業務計画書に記載し、発注者に提出する。
- (3) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組内容のフォローアップを行う。

5 適用年月日

本要領は、令和6年4月1日以降に起工する案件から適用する。ただし、現在履行期間中の工事又は設計業務等においても受発注者間の協議により準用することができる。